

○武蔵野大学学則

(昭和40年 1月25日)

改正	昭和42年	1月28日	昭和44年	4月1日
	昭和45年	4月10日	昭和46年	4月1日
	昭和47年	4月1日	昭和48年	4月1日
	昭和49年	4月1日	昭和50年	4月1日
	昭和51年	4月1日	昭和52年	4月1日
	昭和53年	4月1日	昭和54年	4月1日
	昭和55年	4月1日	昭和56年	4月1日
	昭和57年	4月1日	昭和58年	4月1日
	昭和59年	4月1日	昭和60年	4月1日
	昭和61年	4月1日	昭和62年	4月1日
	昭和63年	4月1日	平成元年	4月1日
	平成2年	4月1日	平成3年	4月1日
	平成3年	7月1日	平成3年10月	1日
	平成4年	4月1日	平成5年	4月1日
	平成6年	4月1日	平成7年	4月1日
	平成8年	4月1日	平成9年	4月1日
	平成10年	4月1日	平成11年	4月1日
	平成12年	4月1日	平成13年	4月1日
	平成14年	4月1日	平成15年	4月1日
	平成16年	4月1日	平成17年	4月1日
	平成18年	4月1日	平成19年	4月1日
	平成20年	4月1日	平成21年	4月1日
	平成22年	4月1日	平成23年	4月1日
	平成24年	4月1日	平成25年	4月1日
	平成26年	4月1日	平成27年	4月1日
	平成28年	4月1日	平成29年	4月1日
	平成30年	4月1日	平成31年	4月1日
	令和2年	4月1日	令和3年	4月1日
	令和4年	4月1日	令和5年	4月1日
	令和6年	4月1日	令和7年	4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、武蔵野大学（以下「本学」という。）と称する。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、かつ、仏教精神を根幹として学識、情操、品性ともにすぐれた人格を育成するとともに、学問の研究を深め、世界の平和と人類の幸福に寄与することをもって目的とする。

2 各学部・学科の教育目的は次のとおりとする。

(1) 文学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、文学を学び、文化を理解し、社会で活躍できる表現・伝達能力を身につけた人材の育成を目的とする。

<日本文学文化学科>

日本文学及び日本文化を学ぶことを通じて豊かな感性を養い、読解力・表現力・創造力・批評力を身につけ、新しい文化を創造することのできる人材の育成を目的とする。

(2) グローバル学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、複数の言語を駆使し、多様な学生や多文化との関わりの中で、広い視野をもってグローバルな視点から問題発見・課題解決ができる人材の育成を目的とする。

<グローバルコミュニケーション学科>

英語、中国語、日本語のうち、母語以外の2言語を駆使し、言語文化を中心とする知識を有し、グローバルな環境で活躍することのできる人材を育成する。

<日本語コミュニケーション学科>

日本語の高度なコミュニケーション能力と課題解決能力を有し、国際社会に日本

語と日本文化を発信するなど、グローバルに活躍できる人材を育成する。

<グローバルビジネス学科>

英語を含む複数の言語を駆使し、ビジネス社会でグローバルに活躍できる人材を育成する。

(3) 法学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、法律学又は政治学の専門的な知識を養い、普遍的なものの見方、考え方を身につけ、共生の視点を持って課題発見・解決のできる人材の育成を目的とする。

<法律学科>

幸福な生活の実現に役立つ実用的な法律知識と考え方を身につけることによって、共生の視点を持って持続可能な社会の形成に貢献できる人材を育成する。

<政治学科>

自分を取り巻く社会環境を理解し、公共精神と共生の視点をもった市民としての能力・技能を身につけることによって、持続可能な社会の形成に貢献できる人材を育成する。

(4) 経済学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、経済学の専門的な知識を養い、普遍的・科学的なものの見方、考え方を身につけ、共生の視点を持って課題発見・解決のできる人材の育成を目的とする。

<経済学科>

国際化した社会の中で、高い倫理観と共生の視点を持ち、社会貢献と自己実現を目指して、経済学の方法と知見によって普遍的・科学的なものの見方・考え方を修得することで、問題発見・解決ができ、国内外の企業や官公庁など幅広い分野での活躍ができる人材を育成する。

(5) 経営学部

仏教精神を根幹として、世界の幸せの実現に向け高い倫理観と共生の視点を育成するとともに、経営学及び会計学における専門知識と技能を修得し、多様で複雑化するビジネス分野及び非営利・公共分野等において、多様な諸問題を発見・解決できる実践的な能力を身につけた人材を育成する。

<経営学科>

変転著しい国際社会の中で、世界の幸せの実現に向け、高い倫理観と共生の視点を持ち、経営学を中心とした社会科学の知識と技能を修得し、組織人として、あるいは個人で、ビジネス分野を中心とした領域及びその他の様々な領域において、多様な諸問題を発見・解決できる実践的な能力を身につけた人材を育成する。

<会計ガバナンス学科>

国際化した社会の中で、高い倫理観と共生の視点を持ち、社会貢献と自己実現を目指して、会計言語を駆使し、営利組織・非営利組織を問わず、組織を批判的見地で分析できる知識を養い、国内外の企業等のビジネス分野及び非営利・公共分野等で活躍できる有為な人材、中小企業の事業承継者や経営幹部、並びに公認会計士、税理士等の専門人材を育成する。

(6)アントレプレナーシップ学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、起業家精神（アントレプレナーシップ）を抱き、既存の枠を超えて新たな価値を創造できる実践的な能力を身につけた人材の育成を目的とする。

<アントレプレナーシップ学科>

変革期を迎え、予測困難で多様性に富んだ現代社会の中で、高い倫理観と好奇心をもって、世界の幸せのために未知なるものに挑戦しようという志、起業家精神（アントレプレナーシップ）を抱き、多様な背景を持つ人を巻き込みながら、既存の枠を超えて新たな価値を創造できる実践的な能力を身につけた人材を育成する。

(7) データサイエンス学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、データ、メディアコンテンツ及びそれらの分析・統合による「知の創造」を対象とする新しい学術を志向し、多くの応用の発展を実現できる人材を養成する。

＜データサイエンス学科＞

ビッグデータ、人工知能・機械学習等の新領域の経済的、技術的基礎と応用を学習し、データ、メディアコンテンツの分析・統合により、ビッグデータの戦略的活用と意思決定が行える人材を養成する。

(8) 人間科学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、人間が直面する歴史的・社会的諸課題を、心理、生命、社会、福祉などの側面から科学的に理解し、実践的に解決できる人材の育成を目的とする。

＜人間科学科＞

人間の心理、生命、社会行動を科学的方法論に基づいて研究し、人間が直面する諸課題を人間尊重の立場にたって実践的に解決できる人材の育成を目的とする。

＜社会福祉学科＞

人と社会の共生を実現しようとする人格を育成するとともに、社会福祉又はこれに関連する実践的で専門的な知識と技術を持つ人材の育成を目的とする。

(9) ウェルビーイング学部

仏法の真理観を根幹として、人間の抱える根源的な苦悩からの解放を見据えつつ、学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、科学や技術の最先端の知見や成果も取り入れた学際的なアプローチによって、幸せ・生きがい・安心・福祉・健康・平和など、人々と世界のウェルビーイングをデザインし、創造していく人材の育成を目的とする。

＜ウェルビーイング学科＞

ウェルビーイングという総合的概念についての社会学・心理学的知見や、新たに創造的なデザインを行うため問題発見・課題解決できる実践的な能力を身につけ、今後のあるべきウェルビーイング社会の創造に主体的に取り組んでいく人材を養成する。

(10) 工学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、専門的な知識を養い、持続可能な社会構築に向けて主体的に参画し、工学的手法により課題解決のできる人材を養成する。

＜サステナビリティ学科＞

人類社会や地球環境のサステナビリティに対する深い理解に基づき、ソーシャルデザイン及び環境エンジニアリングの知識・方法・技術によって、サステナブルな世界の実現に貢献できる人材を養成する。

＜数理工学科＞

自然現象や社会現象をモデル化して理解し、システム設計に応用することができる人材や、大規模データから問題の本質を見抜くデータサイエンティスト等、数理工学の専門能力を身につけ、持続可能な社会構築に向けて主体的に参画する人材を養成する。

＜建築デザイン学科＞

建築の分野を中心に、持続可能な社会構築に向けてデザインできる専門的能力を活用して現代社会が直面する多様な課題を解決できる人材を育成する。

(11) 教育学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、幅広い視野を持って教育及び教育支援に携わることのできる人材の育成を目的とする。

＜教育学科＞

児童生徒の成長・発達に関する知識を学習し、児童生徒を健やかに育むための技術と実践力を身につけ、教育とその支援活動を行える、高い人格と専門的な実践力・

企画力をもった教育者の育成を目的とする。

＜幼児教育学科＞

人格教育に重きを置き、乳幼児期から児童期・青年期に至る発達全体を見通しながら、特に乳幼児期の子供の成長発達に関しての専門性の高い幼児教育者・保育者の育成を目的とする。

（１２） 薬学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、慈悲の心を持ち、多様な薬学関連分野で人々に貢献できる人材の育成を目的とする。

＜薬学科＞

６年一貫教育の趣旨を生かし、教養教育から基礎薬学教育、医療薬学教育へと系統的な教育を行うことで、医療人として高い倫理観と高度な専門知識を兼ね備えた実践力のある薬剤師の育成を目的とする。

（１３） 看護学部

仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、人の「生老病死」と看護は密接に関係することを認識し、人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材の育成を目的とする。

＜看護学科＞

深い人間理解を基盤に、高い倫理観と看護の専門的な知識及び技術を有する看護職の育成を目的とする。

（学長）

第２条の２ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

２ 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、別に定める。

３ 学長の任期及び選任については、別に定める。

（自己点検・評価）

第３条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

２ 点検、評価に関しての事項・体制については、別に定める。

（認証評価）

第３条の２ 本学は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

２ 認証評価に関しての事項・体制については、別に定める。

（学部・学科及び学生定員）

第４条 本学に次の学部、学科及び専修を置き、定員は次のとおりとする。人間科学科における精神保健福祉士の定員は（ ）内のとおり定める。

学部	学 科 ・ 専 攻	入学定員	編入学定員		収容定員
			２年次	３年次	
文学部	日本文学文化学科	２００名	５名	—	８１５名
グローバル学部	グローバルコミュニケーション学科	１６５名	—	３名	６６６名
	日本語コミュニケーション学科	８０名	—	５名	３３０名
	グローバルビジネス学科	５５名	—	７名	２３４名
法学部	法律学科	１９０名	３名	—	７６９名
	政治学科	１００名	３名	—	４０９名
経済学部	経済学科	１７５名	３名	—	７０９名

経営学部	経営学科		220名	3名	—	889名
	会計ガバナンス学科		90名	—	—	360名
アントレプレナーシップ学部	アントレプレナーシップ学科		60名	—	—	240名
データサイエンス学部	データサイエンス学科		90名	—	—	360名
人間科学部	人間科学科		215名 (20名)	2名	—	866名 (80名)
	社会福祉学科		145名	4名	—	592名
ウェルビーイング学部	ウェルビーイング学科		80名	10名	—	350名
工学部	サステナビリティ学科		70名	—	—	280名
	数理工学科		60名	—	—	240名
	建築デザイン学科		70名	—	—	280名
教育学部	教育学科	初等コース	120名	—	—	480名
		国語コース			—	
		英語コース			—	
		理科コース			—	
	幼児教育学科		100名	—	—	400名
薬学部	薬学科		145名	—	—	870名
看護学部	看護学科		125名	—	—	500名

(大学院)

第4条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、武蔵野大学大学院学則に定める。

(通信教育課程)

第4条の3 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項は、武蔵野大学通信教育部学則及び武蔵野大学大学院通信教育部学則に定める。

(別科)

第4条の4 本学に別科（日本語教育課程）及び別科（介護福祉士養成課程）を置く。

2 別科に関する規程は、別に定める。

(専攻科)

第4条の5 本学に専攻科（言語聴覚士養成課程）を置く。

2 専攻科に関する規程は、別に定める。

第5条 (削除)

(修業年限及び在学期間)

第6条 各学科の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることができない。ただし、薬学部薬学科においては、修業年限は6年とし、在学期間は12年を超えることができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年は、2学期又は4学期に分ける。

2 前項の学期の期間については、別に定める。

3 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定めた日

(3) 本学創立記念日(5月21日)

(4) 夏季休業、冬季休業、春季休業に関しては別に定める。

(5) その他学長が必要と認めたときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことがある。

第3章 授業科目及び単位算定基準

(授業科目)

第10条 本学には、次の授業科目を置く。

共通科目・学科科目

2 (削除)

3 第1項により開講する授業科目の種類及び単位数は、別表(1)及び教育学部教育学科履修内規のとおりとする。

(資格課程の授業科目)

第11条 前条に定めるほか、教職、司書、司書教諭、「登録日本語教員」養成プログラム、建築士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師に関する授業科目を置く。

2 前項により開講する授業科目の種類及び単位数は、別表(2)～(4)、(6)及び(8)(9)(10)(11)(12)のとおりとする。

(単位)

第12条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定める。

3 前項に定める単位数の上限は、別表(1)～3に定める。

4 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(メディアを利用して行う授業)

第12条の2 本学において教育上有益と認めるときは、前条の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えないものとする。

- 3 メディアを利用して行う授業科目及び授業方法については別に定める。

第4章 試験及び単位の認定

(単位の認定)

第13条 1つの授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える。

- 2 各授業科目について授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の単位の認定を受けることができない。

(追、再試験)

第13条の2 病気その他やむを得ない事情により定期試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことがある。

- 2 不合格の科目については、再試験を行うことがある。
3 追試験及び再試験の実施については別に定める。

(成績評価)

第14条 試験の成績評価は、次のとおりとする。

- S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、
C (69点～60点)、D (59点～0点)。
C以上を合格とし、Dは不合格とする。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(他大学等における学修)

第19条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、合計60単位を超えない範囲で卒業要件の単位として認めることができる。
3 前2項は、国内外の大学等へ留学した場合にも適用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第19条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

- 2 前項により認めることができる単位数は、前条により本学において修得したものと認める単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「入学前の既修得単位」という。)を本学で修得した単位とみなし認めることができる。

- 2 前項により修得したものとみなして認めることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条及び前条による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
3 編入学した者(以下「編入生」という。)の入学前の既修得単位は、教育に支障のない限りにおいて、包括的に認定することができる(以下「包括認定」という。)
4 前3項の単位認定の取り扱いについては、「武蔵野大学入学前の既修得単位認定に関する内規」に定める。

第21条 (削除)

第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、アン

トレプレナーシップ学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部、教育学部及び看護学部は合計124単位以上、薬学部は合計206単位以上を修得していることとする。

(1) 文学部日本文学文化学科

日本文学文化学科の共通科目は、必修15単位。学科科目は、必修46単位を含めて77単位。自由選択単位は、32単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、教職課程科目等の資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(2) グローバル学部グローバルコミュニケーション学科、日本語コミュニケーション学科、グローバルビジネス学科

グローバルコミュニケーション学科の共通科目は、必修12単位。学科科目は、必修28単位及び選択必修単位を含めて75単位。自由選択単位は、37単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

日本語コミュニケーション学科の共通科目は、必修12単位。学科科目は、必修23単位及び選択必修単位を含めて79単位。自由選択単位は、33単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

グローバルビジネス学科の共通科目は、必修11単位。学科科目は、必修28単位及び選択必修単位を含めて84単位。自由選択単位は、29単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(3) 法学部法律学科、政治学科

法律学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修30単位を含めて82単位。自由選択単位は、26単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

政治学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修28単位を含めて83単位。自由選択単位は、25単位以上。ただし、卒業論文を履修しない者は、うち6単位は隣接科目群を除く学科科目とする。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(4) 経済学部経済学科

経済学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、84単位。自由選択単位は、24単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(5) 経営学部経営学科、会計ガバナンス学科

経営学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修22単位を含めて78単位。自由選択科目は、30単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

会計ガバナンス学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修22単位を含めて80単位。自由選択単位は、28単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。なお、育成プログラムについては別に定める。

(6) アントレプレナーシップ学部アントレプレナーシップ学科

アントレプレナーシップ学科の共通科目は、必修18単位。学科科目は、必修61単位を含めて95単位。自由選択単位は、11単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目から所要単位以上に取得した単位、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(7) データサイエンス学部データサイエンス学科

データサイエンス学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は必修59単位を含めて96単位。自由選択単位は12単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(8) 人間科学部人間科学科、社会福祉学科

人間科学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修36単位を含めて86単位。自由選択単位は、22単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

社会福祉学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は必修64単位を含めて88単位。自由選択単位は、20単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(9) ウェルビーイング学部ウェルビーイング学科

ウェルビーイング学科の共通科目は、必修12単位。学科科目は、必修86単位。自由選択単位は26単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

なお、2年次編入生については、学科科目は必修65単位。自由選択単位は59単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目、編入学における包括認定の単位をあてることができる。

(10) 工学部 サステナビリティ学科、数理工学科、建築デザイン学科

サステナビリティ学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修49単位を含めて87単位。自由選択単位は21単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位、学校教育法施行規則第143条の2に定める教育関係共同利用拠点として認定された他大学の公開授業及び成果に基づき単位認定される科目をあてることができる。

数理工学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修40単位を含めて78単位。自由選択単位は、30単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、教職課程科目等の資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

建築デザイン学科の共通科目は、必修16単位。学科科目は、必修48単位を含めて78単位。自由選択単位は、30単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(11) 教育学部教育学科、幼児教育学科

教育学科の共通科目は、必修15単位。ただし、理科コースの共通科目は、必修15単位を含めて17単位。学科科目は、初等コースが必修54単位を含めて78単位、国語コースが必修66単位を含めて84単位、英語コースが必修64単位を含めて77単位、理科コースが必修70単位を含めて92単位。自由選択単位は、初等コースが31単位以上、国語コースが25単位以上、英語コースが32単位以上、理科コースが15単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

幼児教育学科の共通科目は、必修15単位。学科科目は、必修61単位を含めて84単位。自由選択単位は、25単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、資格取得科目、5大学単位認定科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(12) 薬学部薬学科

薬学科の共通科目は、必修14単位、学科科目は、必修174単位を含めて18

6 単位。自由選択単位は 6 単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、他学部・他学科の学科科目の単位をあてることができる。

(13) 看護学部看護学科

看護学科の共通科目は、必修 15 単位、学科科目は、必修 101 単位。自由選択単位は 8 単位以上。自由選択単位は、共通科目、学科科目、教職課程科目、他学部・他学科履修許可科目、通信教育部人間科学部の認定心理士科目の単位をあてることができる。

2 (削除)

3 (削除)

4 (削除)

5 第 1 項の規定にかかわらず、成果に基づき単位認定する科目の単位を卒業要件に含むことができる。これについては別に定める。

(学位)

第 22 条の 2 本学に 4 年以上（薬学部薬学科は 6 年以上）在学し（ただし、全ての学年で 1 年以上在籍すること）、前条第 1 項各号に定める単位を修得した者には、学長が教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、次の学位を授与する。

文学部	日本文学文化学科	学士（文学）
グローバル学部	グローバルコミュニケーション学科	学士（グローバルコミュニケーション）
グローバル学部	日本語コミュニケーション学科	学士（日本語コミュニケーション）
グローバル学部	グローバルビジネス学科	学士（グローバルビジネス）
法学部	法律学科	学士（法律学）
法学部	政治学科	学士（政治学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	会計ガバナンス学科	学士（会計学）
アントレプレナーシップ学部	アントレプレナーシップ学科	学士（ビジネス）
データサイエンス学部	データサイエンス学科	学士（データサイエンス学）
人間科学部	人間科学科	学士（人間学）
人間科学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
ウェルビーイング学部	ウェルビーイング学科	学士（ウェルビーイング）
工学部	サステナビリティ学科	学士（サステナビリティ学）
工学部	数理工学科	学士（工学）
工学部	建築デザイン学科	学士（工学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）
教育学部	幼児教育学科	学士（幼児教育学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2 前項の定めにかかわらず、3 年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合（薬学部薬学科を除く）には、前項を準用し、卒業させることができる。

3 第 1 項の定めにかかわらず、学生が所属する学科等の専門領域とは異なる特定の専門領域について体系的に学ぶために副専攻コースを設置し、所定の課程を修了した者に副専攻コース修了の認定を行うことができる。副専攻コースの運用については「副専攻コースの運営に関する内規」に定める。

(教員免許状の取得)

第 22 条の 3 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく本学所定の別表（2）の単位を修得しなければならない。ただし、教育学科及び幼児教育学科において教員免許状取得に要する単位の修得については、別表（1）の中

に定める。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

文学部	日本文学文化学科	高等学校教諭 1 種免許状（国語・書道）
		中学校教諭 1 種免許状（国語）
工学部	数理工学科	高等学校教諭 1 種免許状（数学）
		中学校教諭 1 種免許状（数学）
教育学部	教育学科	高等学校教諭 1 種免許状（国語・書道）
		高等学校教諭 1 種免許状（英語）
		高等学校教諭 1 種免許状（理科）
		中学校教諭 1 種免許状（国語）
		中学校教諭 1 種免許状（英語）
		中学校教諭 1 種免許状（理科）
		小学校教諭 1 種免許状
	幼児教育学科	幼稚園教諭 1 種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭 1 種免許状

（司書資格）

第 2 2 条の 4 司書の資格を得ようとする者は、図書館法施行規則に基づく本学所定の別表（3）の単位を修得しなければならない。

（司書教諭資格）

第 2 2 条の 5 司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程に基づく本学所定の別表（4）の単位を修得しなければならない。

（社会教育主事課程）

第 2 2 条の 6 （削除）

（「登録日本語教員」養成プログラム）

第 2 2 条の 7 登録日本語教員養成のための、課程の修了の認定を受けようとする者は、本学所定の別表（6）の単位を修得しなければならない。

（一級建築士並びに二級建築士及び木造建築士）

第 2 2 条の 8 一級建築士並びに二級建築士及び木造建築士の受験資格を得ようとする者は、建築士法に基づく本学所定の別表（8）建築デザイン学科の単位を修得しなければならない。

（保育士）

第 2 2 条の 9 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に基づく本学所定の別表（9）の単位を修得し、幼児教育学科を卒業しなければならない。ただし、幼児教育学科卒業までの間に別表（9）の単位を修得できなかった者は、幼児教育学科卒業後、科目等履修生として単位を修得すれば、保育士資格を取得することができる。

（社会福祉士）

第 2 2 条の 1 0 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく本学所定の別表（10）の単位を修得しなければならない。

（精神保健福祉士）

第 2 2 条の 1 1 精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法に基づく本学所定の別表（11）の単位を修得しなければならない。

第 6 章 入学、転入学、編入学、復学、再入学・復籍、休学、転部・転科・転専攻、留学、転学・退学及び除籍

（入学の時期）

第 2 3 条 入学は原則として毎年 1 回、時期は学年の始めとする。ただし、必要とされる場合には、年に 2 回とし、時期は別に定める。

（入学資格）

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) 本大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- （出願）

第25条 入学志願者は、本学所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（選考）

第26条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等については、別に定める。

（手続き）

第27条 合格した者は、本学所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

- 2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

（許可）

第28条 合格した者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が教授会の意見を聴き、入学を許可する。

- 2 （削除）

（保証人・緊急対応者）

第29条 保証人は、父母又はこれにかわる者とし、他に1名緊急時に対応できる者（以下「緊急対応者」という。）を必要とする。

- 2 保証人は、その学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。
- 3 緊急対応者は、原則として東京都及びその近県に在住する者とし、緊急時に対応できる者とする。

（氏名・住所等の変更）

第30条 学生、保証人、緊急対応者の氏名、住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

（保証人・緊急連絡先の変更）

第31条 保証人、緊急対応者が変更になったときは、速やかに新たな保証人、緊急対応者を届け出なければならない。

（転入学）

第31条の2 本学への転入学又は編入学を希望する者については、選考の上、学長が教授会の意見を聴き、これを許可することがある。

- 2 転入学に関する規程は、別に定める。

（編入学）

第31条の3 編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 大学の課程1年（31単位以上）若しくは2年（62単位以上）を修了した者
- (3) 学士の学位を有する者
- (4) 大学入学有資格者で、文部科学大臣の定めた基準（修業年限2年以上の課程修了に必要な総時間数1700時間以上）を満たす専修学校の専門課程を修了した者

- (5) 旧専門学校（3年制）を卒業した者
- (6) 高等専門学校（5年制）を卒業した者
- (7) 国立大学養護教諭養成所（3年制課程）国立工業教員養成所を卒業した者
- (8) 短期大学の課程1年（31単位以上）を修了した者
- (9) 3年以上の社会経験を有する者
- (10) 本学別科(日本語教育課程)において、科目等履修生として、所定の35単位を修得し、かつ一定の成績を修めた者
- (11) 高等学校専攻科（修業年限2年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす）を修了した者

2 編入学に関する規程は別に定める。

(復学)

第31条の4 休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えて所定の「復学願」を提出しなければならない。

2 復学の時期は、原則として学年始めとする。ただし、修業にさしつかえない場合は、他の時期でも許可することがある。

3 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は所定の「復学願」を提出しなければならない。

(再入学・復籍)

第31条の5 退学又は除籍した者が3年以内に保証人連署にて再入学又は復籍を願い出たときは、選考の上、学長が教授会の意見を聴き、これを許可することがある。この場合において退学又は除籍以前の在学期間及び修得単位は所定の在学年限及び卒業所要単位に算入する。

2 再入学及び復籍の時期は、原則として学年始めとする。ただし、修業にさしつかえない場合は、他の時期でも許可することがある。

3 再入学及び復籍に関する規程は別に定める。

(休学)

第32条 病気又はやむを得ない理由により2カ月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な理由を記載した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は病気等のため、修学が困難と認められる場合休学を命ずることができる。

3 1学年を区分として休学した者の年次は、原級に留め置くものとする。ただし、前期、後期又は学期を区分として休学した者は、この限りではない。

(休学期間)

第33条 休学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない場合には、その期間を6カ月ごとに延長することができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(転部・転科・転専攻)

第33条の2 本学の学生が、大学の学部間への転部・転科・転専攻を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。

2 転部・転科・転専攻に関する規程は別に定める。

(留学)

第33条の3 本学の学生が、国内外の大学、又はこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。

2 留学に関する規程は、別に定める。

第34条 (削除)

(退学・転学)

第35条 退学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、その理由を記載した願いを提出して学長の許可を受けなければならない。

第 36 条 (削除)

第 37 条 (削除)
(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
- (2) 第 33 条第 2 項に定める年数を超えた者
- (3) 授業料その他学費を滞納し催告してもなお納付しない者
- (4) 薬学部及び看護学部においては、卒業年次を除く同一学年に 2 年在籍し、なお進級できない者。ただし、休学期間を除く。
- (5) 死亡の届け出があった者
- (6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

第 39 条 (削除)

第 40 条 (削除)

第 7 章 学費

(納入方法及び時期)

第 41 条 本学の学費は、別表 (7) のとおりとする。

特別な事由のある場合は、別に定めるところにより学費の減免を行うことができる。

学費の納入時期及び納入期限、延納については、別に定める。

第 42 条 (削除)

(納入金の返還)

第 43 条 既納の学費は、原則として返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(休学中の学費)

第 44 条 休学中の学費については、別に定める。

(留学中の学費)

第 45 条 第 33 条の 3 における留学中の学費は別に定める。

(学期途中の退学・転学の学費)

第 46 条 学期の途中において退学又は転学をしようとする者は、その期の学費を納入しなければならない。

第 47 条 (削除)

(転入学・編入学・再入学の学費)

第 48 条 転入学、編入学又は再入学の場合の学費については別に定める。

第 8 章 教職員組織

(副学長及び学部長)

第 49 条 第 2 条の 2 に規定する学長その他、副学長、学部長を置くことができる。

2 副学長の業務については別に定める。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第 49 条の 2 (削除)

第 49 条の 3 (削除)

(教職員)

第 49 条の 4 本学に次の教職員を置く。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 実習助手

(7) 事務職員

2 前項のほか、必要に応じ、技術職員及びその他必要な職員、非常勤の教職員を置くことができる。

(名誉教授)

第49条の5 本学に名誉教授の称号を設ける。

2 名誉教授に関する規程は別に定める。

(名誉博士)

第49条の6 本学に名誉博士の称号を設ける。

2 名誉博士に関する規程は別に定める。

(客員教員)

第49条の7 本学に客員教員の称号を設ける。

2 客員教員に関する規程は別に定める。

(臨床教員)

第49条の8 本学に臨床教員の称号を設ける。

2 臨床教員に関する規程は別に定める。

(職務)

第50条 教職員の職務は、学校教育法及び本学で定める規程による。

第9章 教授会及び委員会

(教授会の設置及び構成)

第51条 学部に教授会を置く。教授会は学部長、学科長及び教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めたときは構成員以外の教職員の出席をもとめることができる。

(招集及び議長)

第52条 教授会は、原則としてあらかじめ議案を通知して学部長がこれを招集し、その議長となる。学部長に事故があるときはあらかじめ学部長の指名した者が代行する。

(審議事項)

第53条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(4) 教育及び研究にかかわる規則及び組織に関する事項

(5) 教育課程及び履修方法に関する事項

(6) 学生の試験に関する事項

(7) 学生の休学、転学、退学に関する事項

(8) 学生の賞罰に関する事項

(9) 学生の厚生補導に関する事項

(10) その他教育及び研究に関する重要事項

(11) 上記各号に関する諸規程の制定・改廃に関する事項

(12) 学部運営上学部長が必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号については、学長に意見を述べることとし、第4号以降については、学長の求めに応じ学長に意見を述べることができる。

3 教授会運営内規は別に定める。

(委員会)

第54条 本学又は学部に教育、厚生補導、図書施設等に関して委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規程は別に定める。

第10章 付属施設

(付属施設)

第55条 本学に付属の図書館を置く。

- 2 本学には、前項に定めるほか、付属の研究所、センター、その他必要な教育研究施設を置くことができる。
- 3 付属施設に関する規則は、別に定める。

第11章 厚生、保健施設

(厚生・保健施設)

第56条 本学の教職員、学生の保健医療及び厚生のため、医務室、休養室その他を設ける。

第12章 学生寮

(学生寮)

第57条 本学に学生寮を設ける。

- 2 学生寮に関する規程は別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第58条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、これを賞することができる。

- (1) 成績特に優秀なる者
 - (2) 品行方正にして他学生の模範となる者
- 2 前項以外にも、学長が特別に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

(懲戒)

第59条 本学の学則に背き又は本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業を怠り成績不良で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4) 著しく学生の本分に反し、本学の秩序を乱した者
- 3 第1項の懲戒が正式に決定するまでの期間、学長は当該学生に対し、自宅謹慎を命じることができる。なお、停学の懲戒を受けた場合、自宅謹慎期間を停学期間に含めることができる。
- 4 懲戒に関しては、別に定める。

第60条 (削除)

第14章 公開講座、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(公開講座)

第61条 本学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

(研究生)

第62条 本学において特定の専門事項に関する研究に従事することを願い出た者には、選考の上、研究生として受入れを許可することがある。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。
- 3 研究生の研究料は別に定める。

(科目等履修生)

第63条 授業科目の履修を願い出た者には、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として受入れを許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目については、第13条及び第14条の規定により所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

4 科目等履修生の履修料は別に定める。

(特別聴講学生)

第64条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目の履修を願い出た者には、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

3 特別聴講学生の履修料は別に定める。

(外国人留学生)

第65条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第66条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生には、別に規定するほか、本学則を準用する。ただし、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第6条、第22条の2第1項及び第2項を準用しない。

2 (削除)

3 (削除)

第15章 奨学金制度

(奨学金)

第67条 本学は、建学の精神に基づき、学生に対してその学資を補助し、将来の大成を助成するために奨学金制度を設ける。

2 奨学金制度の詳細については別に定める。

附 則

昭和40年1月25日

昭和42年1月28日改正

昭和44年4月 1日改正

昭和45年4月10日改正

昭和46年4月1日改正。ただし、昭和46年3月31日以前から在学している者には、第11条及び第37条については、なお従前の例による。

昭和47年4月1日改正。ただし、昭和47年3月31日以前から在学している者には、第37条については、なお従前の例による。

昭和48年4月1日改正。ただし、昭和48年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。

昭和49年4月1日改正。ただし、昭和49年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。また、入学考査料については入学志願時から適用する。

昭和50年4月1日改正。ただし、昭和50年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。

昭和51年4月1日改正。ただし、昭和51年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。

昭和52年4月1日改正。ただし、昭和52年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。

昭和53年4月1日改正。ただし、昭和53年3月31日以前から在学している者には、第37条並びに第38条については、なお従前の例による。

昭和54年4月1日改正。ただし、昭和54年3月31日以前から在学している者には、第36条並びに第37条については、なお従前の例による。

昭和55年4月1日改正。ただし、昭和55年3月31日以前から在学している者には、第36条並びに第37条については、なお従前の例による。

昭和５６年４月１日改正。ただし、昭和５６年３月３１日以前から在学している者には、第３６条並びに第３７条については、なお従前の例による。

昭和５７年４月１日改正。ただし、昭和５７年３月３１日以前から在学している者には、第３６条並びに第３７条については、なお従前の例による。

昭和５８年４月１日改正。ただし、昭和５８年３月３１日以前から在学している者には、第３６条並びに第３７条については、なお従前の例による。

附 則（第９条第２項、第１８条、第１９条、第３１条第２項追加、第５１条改正、第９条第３項、第３１条一部改正）

この学則は、昭和５９年４月１日から施行する。

昭和５９年３月３１日以前から在学している者には、第３８条並びに第３９条については、なお従前の例による。

附 則（第３８条別表５一部改正）

この学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

昭和６０年３月３１日以前から在学している者には、第３８条並びに第３９条については、なお従前の例による。

附 則（第９条第３項別表（１）、別表（２）、第３８条別表（５） 一部改正）

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

昭和６１年３月３１日以前から在学している者には、第３８条並びに第３９条については、なお従前の例による。

附 則（第９条第３項別表（１）、第３８条別表（５） 一部改正）

この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。

昭和６２年３月３１日以前から在学している者には、第３８条並びに第３９条については、なお従前の例による。

附 則（第１８条、第５９条、第６３条第３項追加、第６３条第３項一部追加、第９条第３項別表（１）、別表（２）、第２１条第１項第２号、第４号、第３９条別表（５）第６３条第１項一部改正）

この学則は、昭和６３年４月１日から施行する。

昭和６３年３月３１日以前から在学している者には、第３９条並びに第４０条については、なお従前の例による。

附 則（第８条、第９条第２項、第９条第３項別表（１）及び別表（１）—２、第１３条、第２０条、第３９条別表（５）一部改正）

この学則は、平成元年４月１日から施行する。

平成元年３月３１日以前から在学している者には、第１３条、第３９条並びに第４０条については、なお従前の例による。

第３９条並びに第４０条別表（５）のうち、平成元年３月３１日までに入学を許可された者に係る入学金については、なお従前の例による。

附 則（第２１条の２第２項一部改正）

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、平成２年３月３１日以前から在学している者には、第１３条、第２１条の２第２項、第３９条並びに第４０条については、なお従前の例による。

附 則（第９条第３項別表（１）、第３９条別表（５） 一部改正）

この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、平成３年３月３１日以前から在学している者には、第１３条、第２１条の２第２項、第３９条並びに第４０条については、なお従前の例による。

附 則（第２１条第３項一部改正）

この学則は、平成３年７月１日から施行する。ただし、平成３年３月３１日以前から在学している者には、第１３条、第２１条の２第２項、第３９条並びに第４０条については、なお従前の例による。

附 則（第３９条・第４０条別表（５） 一部改正）

この学則は、平成３年１０月１日から施行する。ただし、平成３年９月３０日までに

納付する入学金、施設設備資金については、なお従前の例による。また、平成3年3月31日以前から在学している者には、第13条、第21条の2第2項についてはなお従前の例による。

附 則（第4条、第39条・第40条別表（5） 一部改正、第41条）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

第4条の規定にかかわらず平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
文 学 部	日 本 文 学 科	200名
	英 米 文 学 科	200名

平成4年3月31日以前から在学している者には、第13条、第39条、第40条第41条については、なお従前の例による。

附 則（第3条追加、第5条、第8条第2項、第24条、第40条・第41条別表（5）、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条一部改正、第39条・第40条別表（5） 一部改正、第41条）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。平成5年3月31日以前から在学している者には、第40条、第41条については、なお従前の例による。

附 則（第40条・第41条別表（5） 改正）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。平成6年3月31日以前から在学している者には、第40条、第41条については、なお従前の例による。

附 則（第4条、第5条、第10条第3項別表（1）及び別表（1）—2、第11条第2項別表（2）（3）（4）、第19条第3項追加、第20条、第21条、第22条、第40条・第41条別表（5） 改正）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

第5条の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
文 学 部	日 本 文 学 科	150名
	英 米 文 学 科	150名

また、平成7年3月31日以前から在学している者には、第10条第3項別表（1）及び別表（1）—2、第11条第2項別表（2）（3）（4）、第20条、第21条、第22条については、なお従前の例による。

附 則（第10条・第22条の2別表（2） 一部追加、並びに第2項一部追加及び第22条の5追加）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日以前から在学している者には、第41条、第42条については、なお従前の例による。

附 則（第10条第3項別表（1）、第11条、第22条の2別表（2）、第22条の3別表（3）、第22条の4別表（4）、第22条の5別表（5）、第41・第42条別表（7）、第51条、第52条、第54条一部改正、第22条の6及び別表（6）追加）

この学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日以前から在学している者には、第41条、第42条については、なお従前の例による。

附 則（第4条一部追加、第5条削除、第10条第1項、第10条第3項別表（1）及び別表（1）—2一部追加、第12条改正、第20条第2項、第21条、第22条第1及び3項、第22条の2第2項、第41条別表（7）、第51条一部追加）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日以前から在学している者には、第41条、第42条については、なお従前の例による。

附 則（第4条、第10条第1項及び第3項別表（1）—2備考、第20条第2項、第21条、第22条第1項及び第3項、第22条の2別表（2）及び第2項、第22条の4別表（4）、第22条の6別表（6）、第41条別表（7）、第51条一部改正）

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、平成１１年３月３１日以前から在学している者には、第４１条、第４２条については、なお従前の例による。

附 則（第４条、第１０条第１項及び第３項別表（１）、第２０条第２項、第２１条、第２２条第１項、第２２条の２第２項一部改正）

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、平成１２年３月３１日以前から在学している者の学費は、第４１条、第４２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２ 第４条の規定にかかわらず、平成１５年度までの入学定員は次のとおりとする。

年度等 学科	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
	入 学 定 員	入 学 定 員	入 学 定 員	入 学 定 員
日本語・日本文学科	２５５名	２３５名	２１５名	１９５名
英語・英米文学科	２６０名	２４５名	２３０名	２１５名

３ 第２０条第２項については平成１２年度入学生から適用する。平成１２年３月３１日以前から在学している者については、なお従前の例による。

附 則（第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（２）、第２２条第４項、第２２条の２第２項一部改正）

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、平成１３年３月３１日以前から在学している者の学費は、第４１条、第４２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。第２２条第３項については、平成１３年度入学生から適用し、平成１３年３月３１日以前から在学している者については、なお従前の例による。

附 則（第３章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準、第１０条第３項別表（１）、第７章学費、第４１条別表（７）一部改正及び各条文を整理し、簡潔な「項目」の追加）

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、平成１４年３月３１日以前から在学している者の学費は、第４１条規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第１章第１条、第２条、第４条、第４条の２、第４条の３、第３章第１０条第３項別表（１）、第１１条、第１１条第２項、第５章第２２条、第２２条第（１）（２）（３）号、第２２条の２、第２２条の３、第２２条の３第２項一部改正、第２２条の８、第２２条の９追加 改正）

１ この学則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、平成１５年３月３１日以前から在学している者の学費は、第４１条規定にかかわらず、なお従前の例による。

２ 武蔵野女子大学は、平成１５年３月３１日現在、同大学（通信教育部を除く）に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３ 前項の期間、武蔵野大学の学長、その他の教職員は武蔵野女子大学の学長その他の教職員を兼ねるものとする。

４ 第４条の規定にかかわらず、平成１６年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻		平成１５年度	平成１６年度
環境学科	環境アメニティ専攻	６０名	６０名
	住環境専攻	６０名	６０名

附 則（第１章第４条、第３章第１０条第３項別表（１）、第５章第２２条、第２２条第（４）号、第２２条の２、第７章第４１条別表（７）一部追加、第６章第２４条一部改正）

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、平成１６年３月３１日以前から在学している者の学費は、第４１条規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（第１章第４条、第３章第１０条第３項別表（１）、別表（１）—２、第１１条第２項別表（２）～（６）及び（８）（９）、第１２条第２・３項別表（１）—３、別表（７）備考、第４章第２１条別表（１）—２備考、第５章第２２条—第２２条第（１）（２）（３）

(4)号、第22条の2、第7章第41条別表(7)、第9章第53条一部追加及び改正)
この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第1章第4条、第5章第22条第(1)・(2)・(3)・(4)号、第6章第24条一部改正)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第4条、第6条、第10条第3項別表(1)、第12条第3項別表(1)―3、第22条、第22条第(4)号、第22条の2、第22条の3 一部改正、第22条第(5)号、第41条別表(7)一部追加)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 薬学部薬学科において、平成18年3月31日以前から在学している者は、第6条、第10条第3項別表(1)、第12条第3項別表(1)―3、第22条、第22条第(4)号については、なお従前の例による。

附 則(第4条、第9条、第10条第3項別表(1)、第12条第3項別表(1)―3、第22条、第22条第(3)号、第22条の2、第22条の3別表(2)、及び第2項、第22条の9、及び別表(9)、第41条別表(7)、第49条、第51条 一部改正、第38条第(4)号追加)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第49条第7号の助手の取扱については、当分の間(平成22年3月31日まで)従前の例による。

附 則(第2条第2項追加、第4条、第10条第3項別表(1)・別表(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)(8)(9)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3別表(2)、第22条の3第2項、第22条の4別表(3)、第22条の5別表(4)、第22条の7別表(6)、第22条の8別表(8)、第22条の9別表(9)、第41条別表(7) 一部改正)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成20年3月31日以前から、現代社会学部現代社会学科に在学している者については、第4条、第10条第3項別表(1)及び別表(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条、第22条第(2)号、第22条の2、第22条の3別表(2)、第22条の3第2項、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、第2条第2項の学科の教育目的については、次のとおりとする。

〈現代社会学科〉

さまざまな課題をかかえる現代社会で、社会科学の専門的な知識を理解するとともに、他の分野との関わり合いを総合的に学び、自己の確立をめざし、多様な課題発見・解決できる人材の育成を目的とする。

附 則(第2条の2、第4条、第10条第3項別表(1)及び別表(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)(9)(10)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3別表(2)、第22条の3第2項、第22条の4別表(3)、第22条の5別表(4)、第22条の7別表(6)、第22条の8別表(8)、第22条の9別表(9)、第31条の3、第31条の4、第41条別表(7) 一部改正、第22条の10別表(10)、第31条の5追加)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第12条(単位)人間関係学部児童学科については、講義15時間、演習30時間、学内実習30時間、配属実習及び実技45時間をもってそれぞれ1単位とする。

附 則（第2条第2項第（5）号、第4条、第10条第3項別表（1）、別表（1）—2、第11条第2項別表（2）（3）（4）（6）（8）（9）（10）、第12条第3項別表1—（3）、第22条、第22条の3別表（2）、第22条の4別表（3）、第22条の5別表（4）、第22条の7別表（6）、第22条の8別表（8）、第22条の9別表（9）、第22条の10別表（10）、第41条別表（7）、第59条第3項一部改正）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成22年3月31日以前から、環境学部環境学科住環境専攻に在学している者については、第2条第2項第（5）号、第4条、第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（2）（3）（4）（6）、第12条第3項別表1—（3）、第22条、第22条の3別表（2）、第22条の8、第41条別表（7）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（第4条の4条文追加、第2条第2項、第4条、第10条第3項別表（1）、別表（1）—2、第11条第2項別表（2）（3）（4）（6）（8）（9）、第12条第3項別表（1）—3、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3別表（2）、第2項、第22条の4別表（3）、第22条の5別表（4）、第22条の7別表（6）、第22条の8別表（8）、第22条の9別表（9）、第41条別表（7）一部改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日以前から在学している者の学費は、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第1条、第2条第2項、第4条、第4条の3第2項、第10条第3項別表（1）（1）—2、第11条第1項、第2項別表（2）（3）（4）（6）（5）（8）（11）、第12条第3項別表（1）—3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表（2）、第2項、第22条の4別表（3）、第22条の8別表（8）、第29条、第30条、第31条、第31条の3第10号、第41条別表（7） 一部変更、第22条の11追加）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第4条、第10条第3項別表（1）（1）—2、第11条第1項、第2項別表（2）（3）（4）（5）（6）（8）（11）、第12条第3項別表（1）—3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表（2）、第2項、第22条の4別表（3）、第22条の8別表（8）、第31条の3第1項第10号、第41条別表（7）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（第4条、第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（11）、第41条別表（7） 一部変更）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前から在学している者については、第4条、第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（11）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（第4条、第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（11）、第12条第3項別表（1）—3、第22条第1項、第22条の3第1項別表（2）、第2項、第41条別表（7） 一部変更、第58条第2項 追加）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前から在学している者については、第4条、第11条第2項別表（11）、第22条の3第2項、第41条別表（7）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 薬学部の「一般用医薬品学実習」「生薬療法学実習」「病理学」「レギュラトリーサイエンス概論」「卒業研究1」「卒業研究2」「卒業研究3」「卒業研究4」を除き、平成25年3月31日以前から在学している者の授業科目については、第10条第3項別表（1）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成25年3月31日以前から在学している者の卒業の要件については、第22条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、薬学部については、下表のとおりとする。

入学年度(平成)	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
卒業所要単位数	204.5	238	238	237	235

附 則(第2条第2項、第4条、第4条の5、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)、第2項、第41条別表(7)一部変更、第4条の5 追加)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)、第2項、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 政治経済学部政治経済学科及び政治経済学部経営学科は平成26年度より募集を停止する。ただし、同学科は同学科の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(第4条、第10条第3項別表(1)、(1)―2、第11条第2項別表(2)(6)(8)(9)(10)、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項、第22条の3第1項別表(2) 一部変更)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第4条、第10条第3項別表(1)、(1)―2、第11条第2項別表(2)(6)(8)(9)(10)、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項、第22条の3第1項別表(2)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(第10条第3項別表(1) 一部変更)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第2条、第4条、第10条第3項別表(1)、(1)―2、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項、第22条の3第2項、第44条 一部変更)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第2条、第4条、第10条第3項別表(1)―2、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項、第22条の3第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 薬学部の「卒業研究1」「卒業研究2」「卒業研究3」「卒業研究4」を除き、平成26年3月31日以前から在学している者の授業科目については、第10条第3項別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)(8)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)、第2項、第22条の8、第41条別表(7) 一部変更)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第2項別表(2)(3)(4)(6)(8)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)、第2項、第22条の8、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 環境学部環境学科は平成27年度より募集を停止する。ただし、同学科は同学科の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(第10条第3項別表(1)、第22条第1項 一部変更)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、薬学部薬学科において、平成27年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)、第22条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、法学部法律学科、政治学科、経済学部経済学科、経営学科、人間科学部人間科学科において、平成26年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(第2条の2、第8条、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第2項別表(2)(6)(8)(10)、第22条、第22条の2、第28条、第31条の2、第31条の5、第32条、第33条、第33条の2、第33条の3、第41条別表(7)、第53条、第58条、第59条 一部変更)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前から在学している者については、第11条第2項別表(2)(8)(10)、第41条別表(7)(科目等履修生の4学期制の取扱いを除く)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 平成26年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)―2、第11条第2項別表(6)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 文学部日本文学文化学科、法学部法律学科、政治学科、経済学部経済学科、経営学科、人間科学部人間科学科、社会福祉学科、教育学部児童教育学科、薬学部薬学科において、平成27年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)(共通科目の「オリンピック文化論」を除く)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4 グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科において、平成26年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)(共通科目の「オリンピック文化論」を除く)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5 看護学部看護学科において、平成27年3月31日以前から在学している者については、第10条第3項別表(1)、第22条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。また、第22条第5項は適用しないものとする。

6 文学部日本文学文化学科、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、法学部法律学科、政治学科、人間科学部人間科学科、社会福祉学科、教育学部児童教育学科、薬学部薬学科において、平成27年3月31日以前から在学している者については第22条第1項(成果に基づき単位認定する科目の取扱いを除く)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

7 経済学部経済学科、経営学科において、平成27年3月31日以前から在学している者については第22条第1項(自由選択科目の他学部・他学科の学科科目の取扱い及び成果に基づき単位認定する科目の取扱いを除く)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)(1)―2、第11条第1項、第2項別表(2)(3)(4)(5)(6)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)、第2項、第22条の6、第38条、第41条別表(7) 一部変更)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)―2、第11条第2項別表(3)(4)(教育学部を除く)(6)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項、第22条の2、第22条の3第1項別表(2)(「教職特殊研究A」「教職特殊研究B」を除く)、第2項、第38条、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科は平成28年度より募集を停止する。ただし、同学科は同学科の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、経済学部経営学科、教育学部児童教育学科において、平成28年3月31日以前から在籍して

いる者については、第10条第3項別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 薬学部薬学科において、平成27年4月1日以降に入学した者については、第10条第3項別表(1)(学科科目の「微生物医薬品学2」を除く)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第2条第1項、第2項、第4条、第10条第2項、第3項別表(1)、(1)―2、第11条第2項別表(6)、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項第2号、第5号、第6号、第7号、第22条の2第1項、第2項、第23条、第31条の4第1項、第41条別表(7)、第63条第2項 一部変更、第12条第4項、第31条の4第3項 追加)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前から在籍している者については、第2条第2項、第4条、第11条第2項別表(6)、第12条第3項、第22条第1項第5号、第23条、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 教育学部児童教育学科において、平成27年3月31日以前から在籍している者については、第22条第1項第7号の学校教育専修理科コース及び学校教育専修保健体育コースの必修単位数の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については別に定める。

附 則(第4条、第10条第3項別表(1)、第41条別表(7) 一部変更)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在学している者については、第4条、第10条第3項別表(1)、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(9)、第22条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号 一部変更)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者については、第11条第2項別表(9)、第22条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成29年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については別に定める。

附 則(第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(9)、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項第5号、第7号 一部変更)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者については、第11条第2項別表(9)、第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項第5号、第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成29年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については別に定める。

附 則(第2条第2項、第4条の3第2項、第8条第1項、第10条第3項別表(1)、(1)―2、第11条第2項別表(2)、(3)、(4)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)、第22条第1項、第5項、第22条の2第1項、第22条の9、第24条、第25条、第27条第1項、第29条第1項、第31条の2第1項、第31条の3第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条、第55条第2項 一部変更)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者については、第11条別表(4)、第22条第1項、第22条の7、第22条の9、第22条の10、第22条の11の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成29年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については別に定める。

附 則（第１０条第３項別表（１）、第４１条別表（７） 一部変更）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成３０年３月３１日以前から在籍している者については、第１０条第３項別表（１）、第４１条別表（７）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第２条第２項、第４条、第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（３）、第１２条第３項別表（１）—３、第２２条第１項、第２２条の２第１項、第４１条別表（７）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成３０年３月３１日以前から在籍している者については、第２条第２項、第４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第２条第２項、第４条、第１０条第３項別表（１）、（１）—２、第１１条第２項別表（９）、第１２条第３項別表（１）—３、第２２条第１項、第２２条の２第１項、第２２条の３、第２２条の９、第４１条別表（７） 一部改正）

１ この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成３０年３月３１日以前から在籍している者については第２条第２項、第４条、第１０条第３項別表（１）—２、第１１条第２項別表（９）、第２２条第１項、第２２条の３、第２２条の９の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２ 平成３０年３月３１日以前から在籍している者についての第１０条第３項別表（１）、第１２条第３項別表（１）—３の適用については別に定める。

附 則（第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（９）、第２２条の２第１項 一部改正）

１ この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

２ 平成３０年３月３１日以前から在籍している者についての第２２条の２第１項の適用については別に定める。

附 則（第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（２）、（９）、第２２条の第１項 一部改正）、第４１条別表（７）

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（第２条第２項、第４条、第１０条第３項、第１２条第３項別表（１）—３、第２２条第１項、第２２条の２第１項、第２２条の３第１項、第２項、第４１条別表（７） 一部改正）

１ この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３１年３月３１日以前から在学している者については、第４条（教育学部児童教育学科の名称変更を除く）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２ 平成３１年３月３１日以前から在籍している者についての第１０条第３項別表（１）の適用については、別に定める。

３ 第２２条の２第１項の在籍要件及び第２２条の３第２項の教育学科の取得免許状については、平成３０年４月１日に遡って適用する。

附 則（第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（２）、第１２条第３項別表（１）—３、第２１条、第２２条第１項、第２２条の３第２項）

１ この学則は平成３１年４月１日から施行する。

２ 第２１条外国人留学生の単位の読み替え及び第２２条１項日本事情に関する科目の単位については、平成２７年４月１日に遡って適用する。

附 則（第１２条の２ 追加、第３８条 一部変更）

この学則は平成３１年４月１日から施行する。

附 則（第３条の２追加、第４条、第４条の４、第１０条第３項別表（１）、（１）—２、第１１条第２項別表（９）、第１２条第３項別表（１）—３、第２１条、第２２条第１項、第５１条 一部変更）

１ この学則は令和２年４月１日から施行する。

２ 令和２年３月３１日以前から在籍している者についての第１０条第３項別表（１）の適用については、別に定める。

附 則（第２条第２項、第４条、第１０条第３項別表（１）、第１１条第２項別表（９）、

第12条第3項別表(1)―3、第22条第1項、第22条の2第1項、第22条の3第1項第2項、第22条の9、第41条別表(7) 一部変更)

この学則は令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日以前から在学している者については教育学部こども発達学科の名称変更を除き、第4条、第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(9)、第22条第1項、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(6)、第22条第1項一部変更)

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(6)の適用については、別に定める。

附 則(第10条第3項別表(1)、第22条第1項一部変更)

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第8条、第10条第2項、第3項別表(1)及び別表(1)―2、第11条別表(6)(8)(9)(10)、第12条第3項別表(1)―3一部変更、第21条削除、第22条第1項一部変更)

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については、別に定める。
- 3 令和3年3月31日以前から在籍している者については、第10条第2項、第10条第3項別表(1)―2、第11条別表(6)(8)(9)(10)、第12条第3項別表(1)―3、第21条、第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第2条第2項、第4条、第10条第3項別表(1)、第11条別表(11)、第12条第3項別表(1)―3一部変更、第22条第1項、第22条の2、第41条別表(7)一部変更)

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)の適用については、別に定める。
- 3 令和3年3月31日以前から在籍している者については、第4条、第11条別表(11)、第12条第3項別表(1)―3、第41条別表(7)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第10条第3項別表(1)、第22条第1項 一部変更、第11条別表(12)追加)

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)、第11条別表(12)の適用については、別に定める。
- 3 令和4年3月31日以前から在籍している者については、第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(12)一部変更)

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(12)の適用については、別に定める。

附 則(第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(2)、(3)、(8)、(9)変更)

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(2)、(3)、(8)、(9)の適用については、別に定める。
- 3 第11条第2項別表(8)備考欄に記載の二級・木造建築士指定科目に係る必要

単位数については、令和2年3月1日以降に受験するすべての学生に適用する。

附 則（第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（2）、（6）、（9）、第22条、第49条、第49条の2、第67条 一部変更、第49条の3、4、5、6、7、8 追加）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（2）、（6）、（9）、第22条の適用については、別に定める。

附 則（第2条第2項、第4条、第10条第3項別表（1）、第11条第2項別表（2）、第12条第3項別表（1）－3、第22条、第22条の2、第22条の3、第41条別表（7）、第49条 一部変更、第2条の2第3項追加、第49条の2、第49条の3削除）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前から在籍している者についての第10条第3項別表（1）の適用については、別に定める。
- 3 工学部環境システム学科は令和5年度より募集を停止する。ただし、同学科は同学科の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（第10条第3項別表（1） 一部変更）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前から在籍している経営学部経営学科及び経営学部会計ガバナンス学科の学生についての第10条第3項別表（1）の適用については、別に定める。

附 則（第41条別表（7） 一部変更）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 附 則（第10条第3項別表（1）、第22条第1項 一部変更、第22条の2第3項 追加）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前から在籍している者については、第10条第3項別表（1）、第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第22条の2第3項については、令和3年4月1日以降に入学した全ての学生に適用する。

附 則（第2条第2項、第4条、第10条第3項別表（1）、第12条第3項別表（1）－3、第22条第1項、第22条の2第1項、第41条別表（7） 一部変更）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前から在籍している者についての第22条第1項、第41条別表（7）の適用については、別に定める。ただし、第22条第1項第6号におけるアントレプレナーシップ学部アントレプレナーシップ学科の規定については令和3年度入学生から、第22条の第1項第8号における人間科学部社会福祉学科の規定については平成29年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則（第10条第3項、第64条第3項 一部変更、第32条第3項 追加）

この学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則（第10条第3項別表（1）、第11条第1項、第11条第2項別表（6）、（9）、（11）、第22条、第22条の7 一部変更）

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前から在籍している者については、第10条第3項別表（1）、第11条第1項、第11条第2項別表（6）、（9）、（11）、第22条、第22条の7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第10条第3項別表（1）、第22条 一部変更）

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前から在籍している者については、第10条第3項別表（1）、第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第10条第3項別表（1）、第22条第1項、第41条別表（7） 一部変更）

更)

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第10条第3項別表(1)及び第22条第1項第12号における薬学部薬学科の規定については、令和6年度入学生から適用する。令和6年3月31日以前から在籍している者については、なお従前の例による。
- 3 令和7年3月31日以前から在籍している者についての第41条別表(7)の適用については、別に定める。

附 則 (第10条第3項別表(1)、第11条第2項別表(6)、第20条第1項、第22条第1項 一部変更、第20条第3項 追加、旧第20条第3項繰下げ)

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前から在籍している者については、第11条第2項別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第10条第3項別表(1)及び第22条第1項第9号におけるウェルビーイング学部ウェルビーイング学科の編入生の規定については、令和8年度編入生から適用する。令和7年度編入生については、第10条第3項別表(1)、第22条第1項第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。